

独立行政法人海上災害防止センター中期目標

国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を、以下のとおり定める。

はじめに

我が国の排出油防除体制は、昭和40年代の相次ぐ大規模海難を経て、昭和51年には、認可法人海上災害防止センターを設立するなど整備されてきたものであり、海洋汚染の防止に大きな役割を果たしてきた。近年においても、我が国においては、平成9年のナホトカ号事故、ヨーロッパにおいては、平成14年のプレステージ号事故などの大規模海難・海洋汚染事故を経験してきており、大規模海難等に備え、効率的・効果的な排出油防除体制を維持・整備する必要性は、ますます高くなってきている。

海難事故等に伴う排出油防除業務は、緊急事態への対応を主たる任務とするいわゆる「危機管理」に属する分野であり、警察・消防等と同様、市場メカニズムに馴染まない分野であるため、排出油防除業務を民間に全て委ねることは困難である。

そのため、我が国における具体的な排出油防除のメカニズムとしては、船舶所有者等の原因者に第一義的防除義務を課す一方、海上保安庁等の公的機関には、その実施状況を常に把握し、原因者に必要な指示を行うとともに、必要な場合には、自ら排出油防除に当り、原因者負担の原則に則って、原因者に費用を求償することとしている。

こうしたメカニズムの中で、センターは、排出油防除という特殊・専門的分野で、第一義的防除義務を負う船舶所有者等に具体的油防除手段を提供するとともに、海上保安庁の現場勢力と相まって大規模海難等に際しての排出油防除について万全の体制を構築することが求められている。

センターは、上記の社会からの付託と自らの使命（ミッション）を自覚し、第1期中期目標期間中において、業務内容の検証等を実施し、業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善等に取り組むものとする。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

事業規模、事業実態の変化に応じて組織・機構・定員について見直しを行う。

(2) 業務運営の効率化の推進

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。

常勤役員及び常勤職員の人件費（給与であって、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）について、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行う。

国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

事業費について、防災費を除き、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度に相当する額を削減する。

(3) 関係機関等との連携の強化

センターの業務を効率的に実施するため、民間船社や関係行政機関と密接な連携を図る。

(4) 防災措置業務のより効率的・効果的な実施についての検討を行う。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海上防災措置実施事業

海上保安庁長官の指示による排出特定油防除措置の実施、船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置の実施を迅速かつ的確に行うために必要な体制を確保するため、

防除措置体制の強化

防災措置実施時に油回収装置を迅速に運用するためのシステムを構築する。

契約防災措置実施者の能力の向上

ア 排出油等の防除措置に係る知識と技能を教授する「海洋汚染対応コース」（国際海事機関カリキュラムに準拠）を修了した契約防災措置実施者の監督職員数を増加させる。

イ 地方における巡回研修会に参加した契約防災措置実施者の職員数を増加させる。

(2) 機材事業

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第39条の3、第39条の4に規定する基準に適合する配備体制を確保するとともに、事故発生時に迅速に運用するための措置を講ずる。

(3) 海上防災訓練事業

海上防災のための措置に関する訓練の実施にあたり、

訓練の重点化

1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約に基づく船員法の規定による訓練に重点化を図った訓練計画を策定し、訓練を実施する。

有益な訓練の実施

海上防災訓練は、事故等の災害が発生した現場において、これら緊急時に有効な対応要領を習得することを主眼としており、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえた評価を行い、業務の改善に反映させる。

(4) 調査研究等事業

センターの技術・能力を活用し、効果的な海上防災措置を行うための資機材の開発など海上防災体制の強化に資する調査研究を実施する。

調査研究の成果（受託研究を除く。）を広く一般へ普及・啓発する。

自主研究の実施に当たっては、外部評価を実施し、評価結果について広く一般に公開する。

(5) 国際協力推進事業

国際協力事業の推進

センターの技術・能力を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際的に通用する教育訓練を実施することにより、我が国の高度な海上防災に関する知識・技能の移転を図る。

有益な訓練の実施

各国の海上防災防除体制等に対応したニーズを踏まえた訓練を実施するため、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえた評価を行い、業務の改善に反映させる。

4. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

また、センターの業務の範囲内において、受託業務収入により、自己収入の確保を図る。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備の整備

センターの目的の確実な遂行のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、機能の適切な維持・補修を実施する。

(2) 人事に関する計画

センターの業務を確実かつ効率的に遂行するために、職員の適性に照らし、適切な部門に配置する。